

「ゼロシーリング」で

東京都 25年度予算で「依命通達」



石原都知事
所見を積み重ねることで「ゼロシーリング」として

○…東京都は7月26日、3副知事連名による依命通達「平成25年度予算の見積りについて」を各部署に発して、25年度予算の見積りを24年度と同じ「ゼロシーリング」で行うように指示しました。

この「ゼロシーリングの継続」については、建物維持管理費は、建物維持管理費は平成20年度から6年連続で継続されています。

性を持しつづつ、都政に課された使命を確実に果たしていく。必要経費については、「経常的・定型的な事業」に対し、各局が検証することにも、これまで以上に創意

工事を凝らし、効率直し・再構築を行い、各局の責任において規模・単価等積算根拠を十分精査した上で、平成24年度予算の範囲内で

○…こうした中で、今後の日程については、10月中旬頃に各局からの予算要求締切りの来年度1月中旬に25年度予算案発表予定として

厚生労働省の中央最低賃金審議会（今野浩一郎会長）は7月26日、小宮山洋子厚労大臣に「平成24年度地域別最低賃金改定の目安について」を答申しました。この中で東京都については、「改定の目安額は5円」としながらも、生活保護水準と最低賃金の「乖離額」が20円あり、この乖離額を「2年以内で、地方最低賃金審議会が定める予定解消期間の年数で除して得た金額とする」とされたため、実質的には「10〜20円」の改定額となることになりました。また、今回の答申の中でも、昨年度に続いて「行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合

に、年度途中の最低賃金改定によって業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要する」として、行政機関に注意を喚起しています。

ティネットが十分機能していない状況が続いており、構造問題の解決が遅々として進展していない。年収200万円以下の労働者は100万人を超え、生活保護受給者は約210万人を超えるなど格差・貧困問題が深刻化している中、最低賃金をセーフティネットとして有効に機能する水準に引上げることが求められており、最賃の引上げにより労働者の可処分所得の増加、内需の拡大を通じてデフ

に、年度途中の最低賃金改定によって業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要する」として、行政機関に注意を喚起しています。

この脱却につなげ、経済成長も促される好循環を構築していくことが重要と強調。

これに対し使用者側は、企業を取り巻く環境は、欧州の金融不安や国内での長期デフレや超円高などを抱え、

件数が過去10年で最多という状況にあり、こうした実態にそぐわない最賃の引上げが行われれば中小企業の存続自体をおびやかす、雇用や地域経済にも悪影響を及ぼすことになる」と強調。

こうした両者の意見の隔たりは大きく、一致を見るには至らず、結局「公益委員見解」を出す形での答申となりました。

東京は8月初めにも改定額答申

なお、この日の答申を受けて東京地方最低賃金審議会（安西愈会長）は審議を開始し、例年通りであれば、8月初め頃に東京労働局長に答申します。

10〜20円アップへ

「24年度 地域最低改定答申で」

○…今回の依命通達では、25年度予算についても「財政環境の先行きを見通すことが困難な中にある」として、財政の健全な発展に向けた戦略的な取組み

○…こうした中で、今後の日程については、10月中旬頃に各局からの予算要求締切りの来年度1月中旬に25年度予算案発表予定として

工事を凝らし、効率直し・再構築を行い、各局の責任において規模・単価等積算根拠を十分精査した上で、平成24年度予算の範囲内で

○…こうした中で、今後の日程については、10月中旬頃に各局からの予算要求締切りの来年度1月中旬に25年度予算案発表予定として

社会保険適用拡大 衆院で一部修正

短時間労働者への社会保険の適用拡大法案が、去る6月26日の衆議院本会議において可決されました。

この議案の審議の中でいくつかの修正が行われました。

修正されたのは、①月額賃金が7・8万円以上、年収が94万円以上であったものが、「月額賃金8・8万円以上、年収106万円以上」に②3年以内の対象拡大が、「3年以内」に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講じる」へ③施行日を28年4月から「28年10月」となりました。

短時間労働者への適用拡大 (G体が修正部分)

H28年10月～	3年以内に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講じる。(法律に明記)
①週20時間以上	
②月額賃金 8・8 万円以上 (年収106万円以上)	
③勤務期間 1 年以上	
④学生は適用除外	
⑤従業員 501人以上の企業	
・対象者数：約25万人	

<p>株式会社 オーエンス</p> <p>代表取締役 大木 一雄</p> <p>東京都中央区築地四一七 銀座大野ビル</p> <p>〒104-0045 電話 (03) 3544-1551</p>	<p>株式会社 オートレント</p> <p>代表取締役 上野 拓也</p> <p>埼玉県川口市里八九九</p> <p>〒334-0005 電話 (048) 283-0341</p>	<p>株式会社 オール商会</p> <p>代表取締役 野澤 良成</p> <p>東京都中央区銀座一四一九</p> <p>〒104-0061 電話 (03) 3562-1031</p>	<p>株式会社 オリバー</p> <p>代表取締役 小川 清</p> <p>東京都江東区東陽四一三</p> <p>〒135-0016 電話 (03) 5691-3511</p>	<p>技建開発 株式会社</p> <p>代表取締役 中川 朋之</p> <p>東京都荒川区東日暮里五〇一八 水越ビル1階</p> <p>〒116-0014 電話 (03) 3806-4760</p>
---	--	---	--	---

暑中お見舞い申し上げます

(企業名・50音順)

<p>株式会社 協栄</p> <p>代表取締役 山田 豊三</p> <p>東京都中央区日本橋蛸殻町二二一九</p> <p>〒103-0014 電話 (03) 3666-3351</p>	<p>興和ビルメンテナンス 株式会社</p> <p>代表取締役 一戸 隆男</p> <p>東京都新宿区早稲田鶴巻町五一九</p> <p>〒162-0041 電話 (03) 3302-1400</p>	<p>国土管理 株式会社</p> <p>代表取締役 佐藤 陽一</p> <p>東京都新宿区西新宿三一九一十二 西新宿ダイヤモンドビル</p> <p>〒160-0023 電話 (03) 3376-1401</p>	<p>株式会社 ジャレック</p> <p>代表取締役 佐々木浩二</p> <p>東京都新宿区片町一三</p> <p>〒160-0001 電話 (03) 3355-1330</p>	<p>株式会社 シルバーライフ</p> <p>代表取締役 麻生 正紀</p> <p>東京都武蔵野市境南町二一九一 ビジネスセンター山ロビル6階</p> <p>〒180-0023 電話 (042) 341-0276</p>
--	---	---	---	--